
伊賀市地域運行バス導入ガイドライン

平成30年1月

伊 賀 市

伊賀市地域運行バス導入ガイドライン

平成30年1月
令和8年 月 改定

伊 賀 市

序章 ガイドライン策定の目的

序-1 ガイドライン策定の背景

伊賀市におけるバスや鉄道などの地域公共交通については、近年の少子化による人口減少や自家用車への依存などによる利用者の減少が続いていることで、地域住民の生活や社会参加に欠かせない公共交通が危機的な状況に陥ってきています。

こうした状況において、交通不便地域を解消し、誰もが公平に移動できる公共交通サービスを安定的・持続的に提供するためには、これまでのような交通事業者や行政によるバス路線の確保だけでは限界があります。

このため、地域住民のニーズに合った効率的な移動手段の確保策として、利用実態や路線機能を踏まえた既存バス路線の見直しと合わせ、市の支援のもと、地域が主体となって運営する新たな乗合による移動手段として地域運行バスの導入を推進します。

<地域運行バスとは>

既存の路線バスが運行せず、バス以外の公共交通サービスも不十分である、または、既存の路線バスは運行しているが、バス停まで行くことが困難であり、他の公共交通サービスも十分ではない交通不便地域において、地域住民のニーズに合った効率的な移動手段を確保するために、本市の支援のもと、地域が主体となって運営する新たな乗合による公共交通サービスを「地域運行バス」とします。

序-2 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、伊賀市地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)で示される地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針を踏まえ、地域の皆様の主体的な取り組みにより、地域の実情に応じた運行方法及びサービス水準等を設定する地域運行バスの導入・維持・改善を検討する際にご活用いただくことを目的としています。

序章 ガイドライン策定の目的

序-1 ガイドライン策定の背景

伊賀市におけるバスや鉄道などの地域公共交通については、近年の少子化による人口減少や自家用車への依存などによる利用者の減少が続いていることで、地域住民の生活や社会参加に欠かせない公共交通が危機的な状況に陥ってきています。

こうした状況において、交通不便地域を解消し、誰もが公平に移動できる公共交通サービスを安定的・持続的に提供するためには、これまでのような交通事業者や行政によるバス路線の確保だけでは限界があります。

このため、地域住民のニーズに合った効率的な移動手段の確保策として、利用実態や路線機能を踏まえた既存バス路線の見直しと合わせ、市の支援のもと、地域が主体となって運営する新たな乗合による移動手段として地域運行バスの導入を推進します。

<地域運行バスとは>

既存の路線バスが運行せず、バス以外の公共交通サービスも不十分である、または、既存の路線バスは運行しているが、バス停まで行くことが困難であり、他の公共交通サービスも十分ではない交通不便地域において、地域住民のニーズに合った効率的な移動手段を確保するために、本市の支援のもと、地域が主体となって運営する新たな乗合による公共交通サービスを「地域運行バス」とします。

序-2 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、伊賀市地域公共交通計画で示される「**市民・利用者の生活の質を高める地域公共交通ネットワークの形成**」の基本方針を踏まえ、地域の皆様の主体的な取り組みにより、地域の実情に応じた運行方法及びサービス水準等を設定する地域運行バスの導入・維持・改善を検討する際にご活用いただくことを目的としています。

第1章 地域運行バスの対象とする地域

1 対象とする地域

地域運行バスの対象とする地域は、既存の路線バスが運行せず、バス以外の公共交通サービスが不十分である、または、既存の路線バスは運行しているが、バス停まで行くことが困難であり、他の公共交通サービスも十分ではない交通不便地域が、大半を占める地域(共通の生活圏域を有する地域)を対象とします。また、地域の移動特性に応じて市外の地域を含めて地域運行バスの導入を検討することも可能とします。

※各行政サービス巡回車、行政バス、1日の運行本数が5往復未満の路線バスが運行している地域について、地域運行バスの導入対象地域として取り扱うこととします。

<交通不便地域の定義>

本ガイドラインにおいては、鉄道駅やバス停から半径 500m 圏外にある地域(国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における交通不便地域の定義は、鉄道駅やバス停等から半径 1km 圏外としているが、高齢者等の移動を考慮し半径 500m 圏外とする。)、または、半径 500m 圏内であっても、坂道が多くバス停まで行くことが困難であるなど道路環境等により公共交通機関の利用が困難と認められる地域を交通不便地域として位置付けることとします。

[主な交通不便地域]

阿山支所管内 [玉滝、丸柱、鞆田、河合地域]

※玉滝線沿線地域を除く

伊賀支所管内 [柘植、西柘植、壬生野地域]

※JR新堂駅、柘植駅周辺地域、柘植線沿線地域を除く

大山田支所管内 [山田地域、布引地域]

※阿波線沿線地域を除く

島ヶ原支所管内 [島ヶ原地域]

※JR島ヶ原駅周辺地域、島ヶ原線沿線地域を除く

上野支所管内 [新居、三田、府中地域]

※JR伊賀上野駅周辺地域、伊賀鉄道新居駅周辺地域、

西山線・諏訪線沿線地域を除く

[中瀬、府中地域]

※玉滝線・柘植線・阿波線沿線地域を除く

[長田、花之木地域][比自岐地域]

※**島ヶ原線**・**上野山添線**沿線地域、伊賀鉄道丸山駅周辺を除く

[花垣、古山地域][古山、猪田、依那古、神戸地域]

※**上野山添線**上野名張線沿線地域、伊賀鉄道各駅周辺地域を除く

青山支所管内 [上津、阿保、博要、矢持、高尾地域]

※近鉄青山町駅、伊賀上津駅、西青山駅周辺地域、桐ヶ丘線沿線地域を除く

第1章 地域運行バスの対象とする地域

1 対象とする地域

地域運行バスの対象とする地域は、既存の路線バスが運行せず、バス以外の公共交通サービスが不十分である、または、既存の路線バスは運行しているが、バス停まで行くことが困難であり、他の公共交通サービスも十分ではない交通不便地域が、大半を占める地域(共通の生活圏域を有する地域)を対象とします。また、地域の移動特性に応じて市外の地域を含めて地域運行バスの導入を検討することも可能とします。

※各行政サービス巡回車、行政バス、1日の運行本数が5往復未満の路線バスが運行している地域について、地域運行バスの導入対象地域として取り扱うこととします。

<交通不便地域の定義>

本ガイドラインにおいては、鉄道駅やバス停から半径 500m 圏外にある地域(国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における交通不便地域の定義は、鉄道駅やバス停等から半径 1km 圏外としているが、高齢者等の移動を考慮し半径 500m 圏外とする。)、または、半径 500m 圏内であっても、坂道が多くバス停まで行くことが困難であるなど道路環境等により公共交通機関の利用が困難と認められる地域を交通不便地域として位置付けることとします。

[主な交通不便地域]

阿山支所管内 [玉滝、丸柱、鞆田、河合地域]

※玉滝線沿線地域を除く

伊賀支所管内 [柘植、西柘植、壬生野地域]

※JR新堂駅、柘植駅周辺地域、柘植線沿線地域を除く

大山田支所管内 [山田地域、布引地域]

※阿波線沿線地域を除く

島ヶ原支所管内 [島ヶ原地域]

※JR島ヶ原駅周辺地域、島ヶ原線沿線地域を除く

上野支所管内 [新居、三田、府中地域]

※JR伊賀上野駅周辺地域、伊賀鉄道新居駅周辺地域、

西山島ヶ原線・諏訪線沿線地域を除く

[中瀬、府中地域]

※玉滝線・柘植線・阿波線沿線地域を除く

[長田、花之木地域][比自岐地域]

※**西山**・**島ヶ原線**沿線地域、伊賀鉄道丸山駅周辺を除く

[花垣、古山地域][古山、猪田、依那古、神戸地域]

※上野名張線沿線地域、伊賀鉄道各駅周辺地域を除く

青山支所管内 [上津、阿保、博要、矢持、高尾地域]

※近鉄青山町駅、伊賀上津駅、西青山駅周辺地域、桐ヶ丘線沿線地域を除く

1)地域運行バスの運行・運送形態の検討・選定

地域運行バスの運行形態は、以下に示すとおり、道路運送法第4条による国土交通大臣の許可を受けて乗合旅客を運送する「一般乗合旅客自動車運送事業」、市町村等が道路運送法第79条による国土交通大臣(運輸支局長が実施)の登録を受けて自家用自動車で行う「自家用有償旅客運送」があります。

本ガイドラインで基本とする地域運行バスの運行形態は、「一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)」に基づく、地域運営協議会が交通事業者へ運行業務委託を行う運行方法とします。

しかし、地域の特性や移動特性等を踏まえるとともに、周辺の既存バス路線に配慮し、地域運営協議会において地域に導入すべき適切な運行・運送形態を検討・選定してください。

表 1-1 地域運行バスの運行・運送形態(有償運送)

区分	利用者	運送主体	車両	道路運送法上の区分	運行・運送形態	ケース	
緑ナンバー(事業用) 国土交通大臣の許可	誰でも 利用可能 (制限なし)	運送事業者	事業用自動車 (バス型、又は10人乗り以下の車両)	一般乗合旅客自動車運送事業 (路線定期運行)	路線を定めて定時に運行		ケース1
			事業用自動車 (バス型、又は10人乗り以下の車両)	一般乗合旅客自動車運送事業 (路線不定期運行)	予約制	路線を定めて、予約に応じて運行	
			事業用自動車 (10人乗り以下の車両を基本とする)	一般乗合旅客自動車運送事業 (区域運行)	予約制	一定の区域内を予約に応じて運行	
白ナンバー(自家用) 国土交通大臣の登録	住民等	市町村	市町村の自家用自動車	自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)	市町村の区域内の住民の運送を行うもの		ケース2
		NPO等 その他	NPO等の自家用自動車	自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送)	過疎地域その他の交通が著しく不便な地域の住民等の運送を行うもの		

1)地域運行バスの運行・運送形態の検討・選定

地域運行バスの運行形態は、以下に示すとおり、道路運送法第4条による国土交通大臣の許可を受けて乗合旅客を運送する「一般乗合旅客自動車運送事業」、市町村等が道路運送法第79条による国土交通大臣(運輸支局長が実施)の登録を受けて自家用自動車で行う「自家用有償旅客運送」があります。

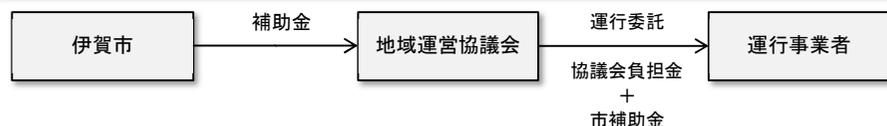
本ガイドラインで基本とする地域運行バスの運行形態は、「一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)」に基づく、地域運営協議会が交通事業者へ運行業務委託を行う運行方法とします。

しかし、地域の特性や移動特性等を踏まえるとともに、周辺の既存バス路線に配慮し、地域運営協議会において地域に導入すべき適切な運行・運送形態を検討・選定してください。

表 1-1 地域運行バスの運行・運送形態(有償運送)

区分	利用者	運送主体	車両	道路運送法上の区分	運行・運送形態	ケース	
緑ナンバー(事業用) 国土交通大臣の許可	誰でも 利用可能 (制限なし)	運送事業者	事業用自動車 (バス型、又は10人乗り以下の車両)	一般乗合旅客自動車運送事業 (路線定期運行)	路線を定めて定時に運行		ケース1
			事業用自動車 (バス型、又は10人乗り以下の車両)	一般乗合旅客自動車運送事業 (路線不定期運行)	予約制	路線を定めて、予約に応じて運行	
			事業用自動車 (10人乗り以下の車両を基本とする)	一般乗合旅客自動車運送事業 (区域運行)	予約制	一定の区域内を予約に応じて運行	
白ナンバー(自家用) 国土交通大臣の登録	誰でも 利用可能 (制限なし)	市町村	市町村の自家用自動車	自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)	市町村の区域内の住民の運送を行うもの		ケース2
		NPO等 その他	NPO等の自家用自動車	自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送)	過疎地域その他の交通が著しく不便な地域の住民等の運送を行うもの		

ケース1:交通事業者へ運行を委託するケース
(定時定路線型コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等)



《ケース1の事例》

●三重県名張市 錦生コミュニティバス「ほっとバス錦」

廃止代替バス安部田線の廃止に伴う交通手段確保のため、錦生地域が主体となり、平成20年4月から運行（一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス））。

【運行主体】 ほっとバス錦運営協議会

【運行車両】 44人乗りバス 1台 ※バリアフリー法対応低床バス

【運行ルート】 名張市役所～錦生地域・宇陀市の一部区域～名張市役所（約17.4km）

【運賃】 1人1乗車200円～500円

※未就学児 無料

※小学生1乗車 200円

※小学生通学利用 無料

※総合福祉センターふれあい利用許可証所持者 無料

※障がい者等 無料

【運行本数】 1日8便（4往復）

【運休日】 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

【運行経費（H28年度実績）】 5,436千円（うち市費3,000千円）

※この事例は、市補助金は3,000千円が上限となっている

▼市が住民組織によるバス運営・運行に関する補助や支援の方針を定め、路線バスの撤退後、従来の路線バスが運行していなかった地区も含め錦生全地区及び隣接の宇陀市の一部の区域を運行している。

▼運行内容は住民組織「ほっとバス錦運営協議会」が主体的に運営を行い、バス事業者が運行委託を受け運行している。市はその支援を行っている。

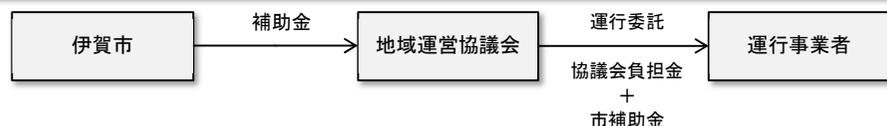
▼運行許可（一般乗合旅客自動車運送事業）はバス事業者が取得している。

▼住民組織が運行内容について検討することにより、大型商業店舗前に停留所を設置するなど利用者のニーズに合った路線やダイヤを設定できているほか、フリー乗降制度を導入し利便性の向上を図っている。

（資料：名張市HP、名張市のコミュニティバスの現状）



ケース1:交通事業者へ運行を委託するケース
(定時定路線型コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等)



《ケース1の事例》

●伊賀市 神戸地区地域運行バス「かんべ北斗号」

地域のお買い物のための移動手段確保のため、神戸地域が主体となり、令和3年4月から本格運行を開始している（一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス））。

【運行主体】 神戸地区地域運行バス運営協議会

【運行車両】 10人乗り 1台

【運行ルート】 西ルート（16.0km）

（伊賀鉄道丸山駅～上小場公民館～近鉄伊賀神戸駅～Aコープ青山店～近鉄青山町駅～コメリ青山店）

東ルート（15.5km）

（領主谷公民館～神戸地区市民センター～伊賀鉄道比土駅～Aコープ青山店～近鉄青山町駅～コメリ青山）

【運賃】 大人（中学生以上）：100円（※令和8年4月から200円に改定予定）

※小児（小学生）：50円

※幼児（1歳から小学校入学前）：同伴者（大人）1人につき、1人無料。
2人目からは小児運賃。
単独乗車の場合は小児運賃

※乳児（1歳未満）：無料

※障がい者割引あり

【運行日】 毎週火曜日、金曜日（12月29日～1月3日を除く）

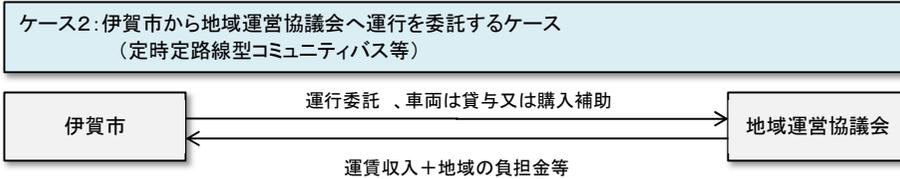
【運行委託経費（R6年度実績）】 1,639千円（うち市費1,310千円）

▼当ガイドライン作成を活用し、高齢者等のお買い物を支援するため、平成30年7月から試験運行を開始、令和3年4月2日から本格運行を開始し、現在に至る。神戸地区の7地区を回るコミュニティバスとして運行している。

▼運行内容は「神戸地区地域運行バス運営協議会」が定め、バス事業者が運行委託を受け運行している。

▼運行許可（一般乗合旅客自動車運送事業）はバス事業者が取得。

▼住民組織が運行内容について検討することにより、利用者のニーズに合った路線やダイヤを設定できているほか、フリー乗降制度を導入し利便性の向上を図っている。



《ケース2の事例》

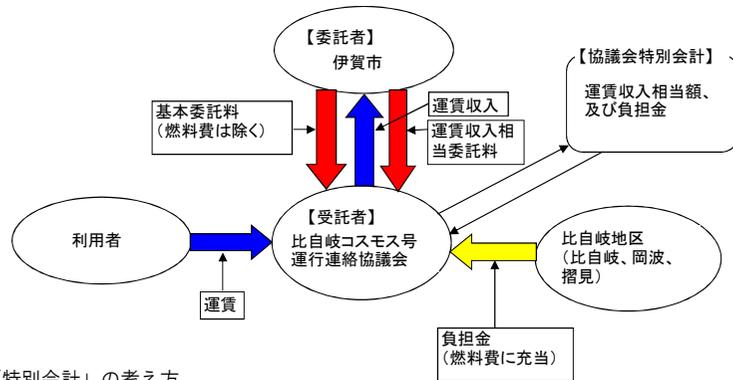
●比自岐コスモス号

伊賀市が市町村運営有償運送の許可を取得し、住民自治協議会単位で構成する協議会への運行業務を委託する(地域運行型行政バス業務委託方式)により運行。

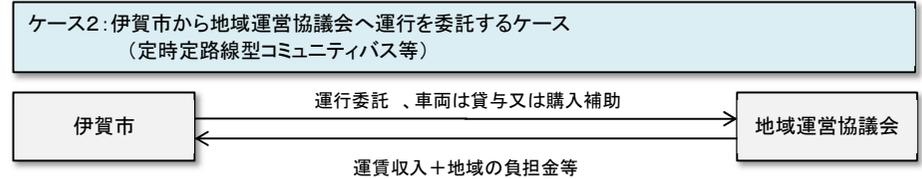
業務委託の形態をとるものの、実質的には地域でバスを支えあう意識の元に運行する伊賀市独自の運行システム。

- 【運行主体】 比自岐コスモス号運行連絡協議会
- 【運行車両】 10人乗りワゴン車 1台
- 【運行ルート】 比自岐地域～伊賀鉄道伊賀線丸山駅
- 【運賃】 1乗車 200円
- 【運行本数】 1日12便(6往復)
- 【運休日】 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 【運行経費(H28年度実績)】 1,927千円(うち市費1,600千円・運行連絡協議会費 327千円)

- ▼伊賀市が市町村運営有償運送の登録を行い、住民自治協議会単位で構成する協議会へ運行業務を委託
- ▼定額の委託料と燃料費相当分の地元負担金をもって運行にかかる通常の運営費用に充当
- ▼運賃収入は、協議会から伊賀市に納入し、運賃収入に相当する委託料(運賃徴収業務委託料)を伊賀市から協議会に支払う。
- ▼運賃徴収業務委託料は、通常の運行に係る会計とは別の特別会計で管理し、新しい車両の購入時や大規模な修繕が必要となった場合に支出



※「特別会計」の考え方
通常の運営費とは別に、運賃相当額及び地区負担金残額を積み立てる会計を想定この会計から、新車両購入費、大規模な修繕費等を充当



《ケース2の事例》

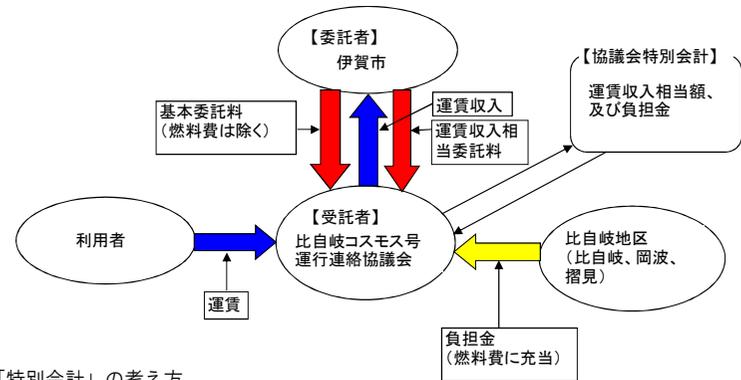
●比自岐コスモス号

伊賀市が自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の許可を取得し、住民自治協議会単位で構成する協議会への運行業務を委託する(地域運行型行政バス業務委託方式)により運行。

業務委託の形態をとるものの、実質的には地域でバスを支えあう意識の元に運行する伊賀市独自の運行システム。

- 【運行主体】 比自岐コスモス号運行連絡協議会
- 【運行車両】 10人乗りワゴン車 1台
- 【運行ルート】 比自岐地域～伊賀鉄道伊賀線丸山駅
- 【運賃】 1乗車 200円
- 【運行本数】 1日12便(6往復)
- 【運休日】 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 【運行経費(R6年度実績)】 2,197千円(うち市費1,676千円・運行連絡協議会費 521千円)

- ▼伊賀市が自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の登録を行い、住民自治協議会単位で構成する協議会へ運行業務を委託
- ▼定額の委託料と燃料費相当分の地元負担金をもって運行にかかる通常の運営費用に充当
- ▼運賃収入(R6年度実績144千円)は、協議会から伊賀市に納入し、運賃収入に相当する委託料(運賃徴収業務委託料)を伊賀市から協議会に支払う。
- ▼運賃徴収業務委託料は、通常の運行に係る会計とは別の特別会計で管理し、新しい車両の購入時や大規模な修繕が必要となった場合に支出



※「特別会計」の考え方
通常の運営費とは別に、運賃相当額及び地区負担金残額を積み立てる会計を想定この会計から、新車両購入費、大規模な修繕費等を充当

4)運行計画の作成

アンケート結果をもとに、運行経路やバス停位置、ダイヤ設定など、下表に示す項目の検討を行い、運行計画を作成してください。

表 1-3 運行計画に記載が必要な項目

項目	備考
運行形態	・地域の特性や移動特性等を踏まえ、地域に導入すべき適切な運行形態を検討してください
利用者数等の想定	・利用者数を想定してください
運行経路	・既存バス路線との重複に留意し、効率的な運行となるよう運行経路案を検討してください ※交通事業者、公安委員会(警察)、道路管理者、[隣接市町村]との調整が必要となります
バス停位置やバス車両の待機場所	・待合環境など、利用者の利便性と安全性に配慮し、バス停位置等を検討してください ※公安委員会(警察)、道路管理者、地権者との調整が必要となります
便数・ダイヤ	・過剰なバスサービスの提供や無理なダイヤ設定は、効率性や安全性を阻害しますので、適正な便数・ダイヤとしてください
運賃と地域負担	・利用者の運賃収入と地域の負担金の合計(地域運営協議会負担)が運行経費の 20%以上 となるよう運賃を設定してください ただし、小・中学生の登下校に対応した運行を行う場合は、運行経費の 15%以上 とする ※地域運営協議会負担は運賃収入を基本とします ※運賃収入の試算が運行経費の 20% に達しない場合、地域の負担金や地域の事業所等からの協賛金、寄付金等を充てるなど、地域運営協議会で検討してください
採算性の検討	・経常費用、収入及び損失を算定し、運行の採算性を検討してください

※運行計画を作成する際には、**市交通政策課及び各支所振興課**に適宜相談願います。

4)運行計画の作成

アンケート結果をもとに、運行経路やバス停位置、ダイヤ設定など、下表に示す項目の検討を行い、運行計画を作成してください。

表 1-3 運行計画に記載が必要な項目

項目	備考
運行形態	・地域の特性や移動特性等を踏まえ、地域に導入すべき適切な運行形態を検討してください
利用者数等の想定	・利用者数を想定してください
運行経路	・既存バス路線との重複に留意し、効率的な運行となるよう運行経路案を検討してください ※交通事業者、公安委員会(警察)、道路管理者、[隣接市町村]との調整が必要となります
バス停位置やバス車両の待機場所	・待合環境など、利用者の利便性と安全性に配慮し、バス停位置等を検討してください ※公安委員会(警察)、道路管理者、地権者との調整が必要となります
便数・ダイヤ	・過剰なバスサービスの提供や無理なダイヤ設定は、効率性や安全性を阻害しますので、適正な便数・ダイヤとしてください
運賃と地域負担	・利用者の運賃収入と地域の負担金の合計(地域運営協議会負担)が運行経費の 10%以上 となるよう運賃を設定してください ただし、小・中学生の登下校に対応した運行を行う場合は、運行経費の 5%以上 とする ※地域運営協議会負担は運賃収入を基本とします ※運賃収入の試算が運行経費の 10% に達しない場合、地域の負担金や地域の事業所等からの協賛金、寄付金等を充てるなど、地域運営協議会で検討してください
採算性の検討	・経常費用、収入及び損失を算定し、運行の採算性を検討してください

※運行計画を作成する際には、**市公共交通担当部局**に適宜相談願います。

<地域運行バスの導入に必要な経費（本格運行）>

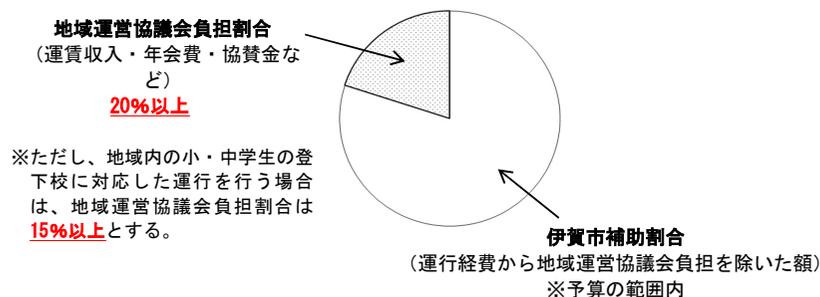
地域運行バスは、地域の移動特性に応じて適切な運行経路、運行本数、運行方式、及び車両等を選択する必要があります。この地域運行バスの運行経費は、車両購入、車両リースの費用を除く運行に要する経費とし、地域運営協議会の負担と市の補助金により賄うものとします。

運行経費の負担内訳としては、運行内容や運行方式により異なりますが地域のマイバス意識の醸成を図るため、運行経費の **20%以上** を地域運営協議会の負担とし、その差額を予算の範囲内で市が補助するものとします。

地域運営協議会負担とは、利用者の運賃収入を基本とした上で、運行経費の **20%** に運賃収入が達成しない場合に、地域における負担金（地域住民の年会費など）や地域の事業所等からの協賛金、寄附金等で賄うものとします。

地域運営協議会において、地域の協力のあり方を検討してください。

図 1-3 運行経費に係る負担割合内訳



※運行を交通事業者へ運行業務委託する場合は、交通事業者所有の車両を基本とし、交通事業者へ運行業務委託しない場合は、車両購入、車両リースに要する費用を予算の範囲内で市が補助するものとします。

※デマンド方式による運行形態は、定時定路線型バスに比べ運行経費が高くなる場合があることから、デマンド方式による運行形態とした場合の地域運営協議会負担割合は、市と協議の上決定するものとする。

<試験運行に必要な経費>

試験運行の実施に要する経費は、運行計画で設定した地域運営協議会負担とその差額を予算の範囲内で市が補助するものとします。ただし、運賃収入が想定した額を下回った場合に、試験運行期間に限り、市の補助により賄うものとします。

<地域運行バスの導入に必要な経費（本格運行）>

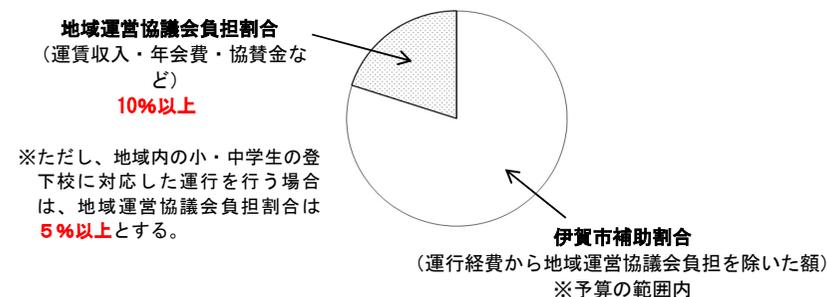
地域運行バスは、地域の移動特性に応じて適切な運行経路、運行本数、運行方式、及び車両等を選択する必要があります。この地域運行バスの運行経費は、車両購入、車両リースの費用を除く運行に要する経費とし、地域運営協議会の負担と市の補助金により賄うものとします。

運行経費の負担内訳としては、運行内容や運行方式により異なりますが地域のマイバス意識の醸成を図るため、運行経費の **10%以上** を地域運営協議会の負担とし、その差額を予算の範囲内で市が補助するものとします。

地域運営協議会負担とは、利用者の運賃収入を基本とした上で、運行経費の **10%** に運賃収入が達成しない場合に、地域における負担金（地域住民の年会費など）や地域の事業所等からの協賛金、寄附金等で賄うものとします。

地域運営協議会において、地域の協力のあり方を検討してください。

図 1-3 運行経費に係る負担割合内訳



※運行を交通事業者へ運行業務委託する場合は、交通事業者所有の車両を基本とし、交通事業者へ運行業務委託しない場合は、車両購入、車両リースに要する費用を予算の範囲内で市が補助するものとします。

※デマンド方式による運行形態は、定時定路線型バスに比べ運行経費が高くなる場合があることから、デマンド方式による運行形態とした場合の地域運営協議会負担割合は、市と協議の上決定するものとする。

<試験運行に必要な経費>

試験運行の実施に要する経費は、運行計画で設定した地域運営協議会負担とその差額を予算の範囲内で市が補助するものとします。ただし、運賃収入が想定した額を下回った場合に、試験運行期間に限り、市の補助により賄うものとします。

2-6 本格運行

地域運営協議会及び運行事業者は、継続的な運行が見込めるよう、協力して利用促進活動に努め、毎年度利用実態調査を実施し、市に運行実績の報告を行うものとします。

地域運営協議会は、運行開始後、毎年度、運行維持基準の達成度等を評価し、市へ報告します。運行維持基準に満たない場合、地域運営協議会や運行事業者は、市の協力を得て、各種利用促進施策に取り組むとともに、必要に応じて運行計画(主にサービス水準)の見直しを行います。

3年間連続して運行維持基準を満たさない場合、市の運行経費補助は中止します。地域運営協議会は、地域運行バスの運行継続又は廃止を判断します。

【運行維持基準】

運行経費の **20%以上** を地域運営協議会が負担する。ただし、小・中学生の登下校に対応した運行を行う場合は、運行経費の **15%以上** とする。

※運行継続の判断は、基本的に地域運営協議会が行う。

【地域運営協議会負担】

運行経費の **20%以上** (スクール対応運行の場合:運行経費の **15%以上**)

※運賃収入を基本に、運行維持基準に満たない場合は、地域の負担金(地域住民の年会費等や地域の事業所等からの協賛金、寄付金等)で賄う。

2-6 本格運行

地域運営協議会及び運行事業者は、継続的な運行が見込めるよう、協力して利用促進活動に努め、毎年度利用実態調査を実施し、市に運行実績の報告を行うものとします。

地域運営協議会は、運行開始後、毎年度、運行維持基準の達成度等を評価し、市へ報告します。運行維持基準に満たない場合、地域運営協議会や運行事業者は、市の協力を得て、各種利用促進施策に取り組むとともに、必要に応じて運行計画(主にサービス水準)の見直しを行います。

3年間連続して運行維持基準を満たさない場合、市の運行経費補助は中止します。地域運営協議会は、地域運行バスの運行継続又は廃止を判断します。

【運行維持基準】

運行経費の **10%以上** を地域運営協議会が負担する。ただし、小・中学生の登下校に対応した運行を行う場合は、運行経費の **5%以上** とする。

※運行継続の判断は、基本的に地域運営協議会が行う。

【地域運営協議会負担】

運行経費の **10%以上** (スクール対応運行の場合:運行経費の **5%以上**)

※運賃収入を基本に、運行維持基準に満たない場合は、地域の負担金(地域住民の年会費等や地域の事業所等からの協賛金、寄付金等)で賄う。

伊賀市地域運行バス導入ガイドライン

平成30年1月10日 発行

編集・発行 伊賀市 企画振興部交通政策課

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

TEL 0595-22-9663

FAX 0595-22-9694

伊賀市地域運行バス導入ガイドライン

平成30年1月10日 発行

令和8年 月 日 改定

編集・発行 伊賀市 地域力創造部公共交通課

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

TEL 0595-22-9663

FAX 0595-22-9694